

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期目標（案）

概要版

～ 目 次 ～

| | |
|------------------------------------|---|
| ・ 中期目標の期間 | 1 |
| ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 |
| 1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 | 1 |
| （1）製品化支援 | 1 |
| （2）産学公連携等の推進 | 1 |
| （3）助成・融資・表彰等に関する評価支援 | 1 |
| （4）知的財産権の取得及び活用の促進 | 1 |
| 2．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 | 1 |
| （1）依頼試験 | 1 |
| （2）技術相談 | 2 |
| （3）業界団体等への技術協力 | 2 |
| 3．東京の産業の発展・成長を支える研究開発の計画的な実施 | 2 |
| （1）基盤研究 | 2 |
| （2）共同研究 | 2 |
| （3）外部資金導入研究・調査 | 2 |
| （4）研究評価制度 | 2 |
| 4．研究成果の普及と技術移転の推進 | 2 |
| （1）技術セミナー・講習会、研究発表会等の開催 | 2 |
| （2）職員の派遣 | 2 |
| （3）各種広報媒体を活用した情報提供 | 3 |
| （4）展示会等への参加 | 3 |
| 5．情報セキュリティ管理と情報公開 | 3 |
| ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 3 |
| 1．組織体制及び運営 | 3 |
| （1）機動性の高い組織体制の構築 | 3 |
| （2）職員の能力開発 | 3 |
| （3）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 | 3 |
| （4）企画調整機能の強化 | 3 |
| （5）業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 3 |
| 2．業務運営の効率化と経費節減 | 3 |
| （1）業務の適切な見直し | 3 |

| | |
|-------------------|---|
| (2) 情報化の推進 | 4 |
| (3) 業務運営全体での効率化 | 4 |
| ・ 財務内容の改善に関する事項 | 4 |
| 1 . 資産の適正な管理運用 | 4 |
| 2 . 剰余金の適切な活用 | 4 |
| ・ その他業務運営に関する重要事項 | 4 |
| 1 . 施設・設備の整備と活用 | 4 |
| 2 . 安全管理 | 4 |
| 3 . 社会的責任 | 4 |
| (1) 環境への配慮 | 4 |
| (2) 法人倫理 | 4 |

・中期目標の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間。

・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

創業期の企業や新規事業分野への進出を目指す企業に対し、他機関等との連携も活用した事業化支援を推進。

(1) 製品化支援

企画から試作・評価、売り方に至る総合的なシステムデザイン支援の実施。

中小企業等の研究開発のためのラボスペースの提供。

中小企業ニーズの高い機器を整備し、直接利用に提供。

(2) 産学公連携等の推進

大学や企業との共同研究・人材交流の推進。

首都大学東京・産業技術大学院大学との共同研究・人材交流の強化。

産学公連携による技術開発・製品開発促進のための大学等の技術シーズ収集。

職員に加え、専門のコーディネーターを活用した産学公連携の推進。

新事業・新製品の創出支援のための異業種交流の実施。

(3) 助成・融資・表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が実施する助成・融資・表彰における技術力審査・評価への積極的な協力。

公正かつ効率的な審査実施のための、研修等による審査能力向上。

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

研究成果等の技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員のインセンティブ向上等による優れた出願の確保と使用許諾の促進。

2．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

計画的に整備した試験研究機器、研究成果や専門知識等を活用し、中小企業の技術課題解決のための技術協力を推進。

(1) 依頼試験

計画的な機器の更新や品質保証体制の整備による技術面・体制面での質の向上。

計量法校正事業者登録制度 (JCSS) への登録による依頼試験の信頼性

向上

JCSS への登録により可能となる国際的に通用する証明書の発行と国内外への規制等への対応とあわせ、中小企業の取引を支援。

利用企業の利便性向上を目的としたサービス向上策の積極的な実施。

(2) 技術相談

中小企業における製品開発や技術課題の解決のための技術相談の実施。
必要に応じて、企業の生産現場や外部専門家を活用した技術相談を実施。

(3) 業界団体等への技術協力

業種別の業界団体との交流会や中小企業の技術者からなる技術研究会を通じた産業界のニーズ収集と、研究成果や新技術動向等の情報提供。

3. 東京の産業の発展・成長を支える研究開発の計画的な実施

東京の産業の基盤となる技術の発展継承と今後の成長が見込まれる技術の育成・強化のための研究開発の実施。

(1) 基盤研究

事業の質の向上、今後発展が予想される技術分野の強化、職員の技術レベルの向上のための計画的な基盤研究の実施。

(2) 共同研究

産技研と大学、企業等が協力し、効率的かつ効果的な成果の実現を図る共同研究の推進。

(3) 外部資金導入研究・調査

研究開発等における外部資金の積極的な活用。

(4) 研究評価制度

効果的かつ効率的な研究事業実施のための内部評価・外部評価制度の運用。

4. 研究成果の普及と技術移転の推進

技術セミナーや講習会、各種広報媒体等を通じた産技研の技術的知見の普及による技術移転の推進。

(1) 技術セミナー・講習会、研究発表会等の開催

研究開発成果の技術移転、新技術の情報提供を目的とした技術セミナー・講習会、研究発表会を開催。

喫緊の技術ニーズや個別企業ニーズへ対応する仕組みを新たに構築。

(2) 職員の派遣

職員を大学、学協会、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を推進。

- (3) 各種広報媒体を活用した情報提供
各種広報媒体やインターネット等の広報媒体を活用した情報提供により、中小企業等の製品開発や生産活動を支援。
 - (4) 展示会等への参加
都や区市町村等が実施する展示会等への積極的な参加による技術成果の普及や産技研の利用拡大。
5. 情報セキュリティ管理と情報公開
個人情報や製品開発情報等、職務上知り得た秘密に関する確実な漏洩防止対策と適正な取扱いの実施。
規則に基づき、事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求へ適切に対応。

・業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び運営

- (1) 機動性の高い組織体制の構築
フレキシブルな組織体制等、効果的な技術支援のための組織の機動性向上。
- (2) 職員の能力開発
中小企業支援に必要な技術力・知識を向上させるための研究や研修を通じた職員の能力開発を支援。
- (3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度
客観的な評価基準に基づく業績評価制度の構築と能力・業績主義に基づく任用・給与制度の導入。
業績評価結果を任用や給与・人員配置へ適切に反映し、職員の意欲と能力を向上。
- (4) 企画調整機能の強化
自主的な経営判断に基づく事業運営実施のための企画調整機能の強化。
客観的な事業評価に基づく計画の立案、経営資源の配分。
- (5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映
産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を事業へ反映。

2. 業務運営の効率化と経費節減

- (1) 業務の適切な見直し
契約方法や外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした業務内容・運営方法の見直しを随時実施。

(2) 情報化の推進

新たに導入する情報システムを活用した事務処理の効率化の推進。

(3) 業務運営全体での効率化

業務の効率化により、標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、毎年度平均で前年度比1%の財政運営の効率化を実施。

・財務内容の改善に関する事項

1. 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資産運用管理の実施と、建物、施設・設備等の計画的な改修による適正な維持管理。

2. 剰余金の適切な活用

提供するサービス向上や事業実績向上に資する、剰余金を活用した仕組みの検討。

・その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備と活用

本中期目標期間中に老朽化の激しい産技研施設の統合・再整備に着手。
現在、暫定施設である多摩地域の支援施設について、本格施設の整備に着手。
施設・設備の適正かつ有効な活用の実施。

2. 安全管理

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労できるよう配慮。
労働管理関連法令に基づく安全管理体制の確保・維持。
職員に対する安全に教育の実施。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

環境に配慮した業務運営の実施。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性の確立。